

富岡都市計画用途地域の変更（大熊町決定）

富岡都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 14.4ha	6/10 以下	4/10 以下	1m	200㎡	10m	約 7.4 %
第一種中高層住居専用地域	約 14.0ha	20/10 以下	6/10 以下	－	－	－	約 7.2 %
第二種中高層住居専用地域	約 3.6ha	20/10 以下	6/10 以下	－	－	－	約 1.9 %
第一種住居地域	約 43.0ha	20/10 以下	6/10 以下	－	－	－	約 22.2 %
第二種住居地域	約 6.4ha	20/10 以下	6/10 以下	－	－	－	約 3.3 %
近隣商業地域	約 10.0ha	20/10 以下	8/10 以下	－	－	－	約 5.2 %
準工業地域	約 28.6ha	20/10 以下	6/10 以下	－	－	－	約 14.7 %
工業地域	約 44.0ha	20/10 以下	6/10 以下	－	－	－	約 22.7 %
工業専用地域	約 30.0ha	20/10 以下	6/10 以下	－	－	－	約 15.4 %
合 計	約194.0ha						100 %

※「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

本町は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により全町避難を余儀なくされたが、平成31年に町内の一部が避難解除されたことを契機に、町の復興・再生に向けて取り組んでいるところです。

今回、用途地域を変更する対象地域は、「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に位置付けられた大野駅周辺地区において、駅東エリアとして廃炉関連企業等のための企業用地等を整備することとしており、本町の第3次復興計画においても事業所や研究所等を誘致する拠点として位置付けています。

については、本町の円滑かつ迅速な復興を加速するため、一団地の復興再生拠点市街地形成施設の都市計画決定と併せて、用途地域を第一種低層住居専用地域から準工業地域に変更しようとするものです。